

水戸市公告

水戸市のキャッシュレス決済業務を実施する事業者の選定のための公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月12日

水戸市長 高橋 靖

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の名称

水戸市キャッシュレス決済業務

(2) 業務の期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

ただし、契約期間満了の日の90日前までに、水戸市又はキャッシュレス決済業務を実施する事業者いずれからも解約の意思表示がないときは、従前と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(3) 業務内容

別紙「水戸市キャッシュレス決済業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 各種証明書発行手数料及び診療費を納付する事務（以下「納付事務」という。）

を適切かつ確実に遂行する財産的基礎を有すること。

(2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験

を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(3) 地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話料等の収納事務について実績

を有すること。

(4) 収納した金額を遅滞なく指定された口座へ払い込むことができ、かつ、収納状況

を電磁的記録によって正確に記録し、当該電磁的記録について、水戸市に必要な報告を安全にできる技術を有すること。

(5) 別添仕様書の内容を遂行できること。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく入札参加制限を地方公共団体から受けていない者であること。

- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員も含む。）の統制下にある者でないこと。
- (9) 納付すべき国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 選定方法等

(1) 選定方法

事業者の選定に当たっては、プロポーザル参加者から提出された企画提案書を基に、庁内に設置した水戸市キャッシュレス決済業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、審査の結果、最も評価が高かった者を契約候補者として選定する。

(2) 企画提案書の審査項目

企画提案書の審査項目は、以下のとおりである。企画提案書に審査するための情報を過不足なく記載すること。

審査項目
1 団体概要
① 経営状況，財務状況や信用力
2 指定納付受託の確実性
① 指定納付受託業務や公金取扱の受託実績
② 公金取扱いの安全性確保に関する考え方や具体的な取組内容
3 業務実施体制
① 利用できる決済方法及び対応ブランド
② 決済手数料の支払方法
③ 指定納付受託受付から水戸市指定金融機関への納付スケジュール
④ 利用者からの苦情や問い合わせへの対応等
⑤ 業務実施体制（担当者数，連絡体制，緊急時・事故発生時の対応等）
4 データ処理体制
① サーバーの管理体制
5 経費
① 準備業務に係る経費，導入経費 ※契約の度に1度だけ発生する料金
② 端末機の導入費用及び使用料 ※導入時又は月額
③ 月額基本料 ※利用の多寡にかかわらず毎月発生する料金
④ キャッシュレス決済手数料（利用額に応じて発生する料金）
6 準備業務

	① データ送受信等に関するテストの実施内容
	② 取扱部署で行う準備作業
7	上記以外でアピールする点

(3) 採否の通知

採否については、決定後速やかに（7月下旬～8月上旬予定）プロポーザル参加者宛て通知する。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

水戸市総務部行政経営課（担当：中根，千田）

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

TEL：029-232-9227 FAX：029-228-2825

MAIL：gyoukaku@city.mito.lg.jp

(2) 質問の受付と回答

本公告及び仕様書の内容に関する質問等については、令和7年5月21日（水）までに電子メールで提出することとする。

質問への回答は、令和7年5月28日（水）までに行う。

なお、質問と回答については、公正を期すため、本市のホームページで公開する。

(3) 企画提案書等の提出資料

ア 参加表明書 1部

イ 会社概要（パンフレット等参考資料） 1部

ウ 登記事項証明書 1部

エ 財務諸表（直近の事業年度決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類） 1部

オ 法人税，消費税及び地方消費並びに法人市町村民税に係る納税証明書（未納の税額がないことを証明するもの）

カ 企画提案書 1部

キ その他企画提案書に記載された内容を補足する書類がある場合 1部

※ ウ及びオは本公告開始日以降に取得したものを提出すること。

(4) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月6日（金） 17時（必着）

イ 提出先 (1)の担当課に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合は、8時30分から17時まで（正午から13時までを除く。）に持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、提出期限必着の簡易書留とする。

5 その他

- (1) 審査は書面によるものとし、プレゼンテーションは行わない。
- (2) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (5) 提出された企画提案書等については、「水戸市情報公開条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなる。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案を無効とする。
 - ア 応募資格のない者が提案したとき
 - イ 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき
 - ウ 提出書類に不正又は虚偽があったとき
 - エ その他、企画提案に関し定めた要件に違反したとき
- (7) キャッシュレス決済を導入している市民課及び休日夜間緊急診療所のキャッシュレス決済の利用実績は、以下のとおりである。ただし、これは過去の実績であり、契約期間中のキャッシュレス決済手数料収入を保証するものではない。

【市民課】

年度	キャッシュレス決済利用件数／窓口総取扱件数	キャッシュレス決済手数料収入額
令和4年度	8,676件／169,768件	83,805円
令和5年度	9,020件／134,383件	89,006円
令和6年度	10,191件／145,256件	104,801円

【休日夜間緊急診療所】

年度	キャッシュレス決済利用件数／窓口総取扱件数	キャッシュレス決済手数料収入額
令和4年度	468件／8,921件	16,762円
令和5年度	843件／10,713件	28,610円
令和6年度	2,270件／13,058件	79,254円